

生田出張所 大会議室の地域利用を拡充しました

生田出張所は、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として活用できるように、建て替えられました。今回、昨年4月から始まった大会議室の地域利用について、利用時間等を拡充しましたのでお知らせします。

ポイント

■ 利用時間の拡充

新：午前9時～午後9時（12月29日～1月3日を除く）

旧：平日午前9時～午後5時

■ 利用対象の拡充

新：団体が行う地域活動

旧：社会貢献活動をしている団体が行う社会貢献活動をするための諸活動

（見直し後の内容等は次の「利用対象」をご覧ください）

★ 利用対象

団体が行う活動で「多摩区内の区域を対象とする地域活動」

※ただし、次の事業活動を行う団体の方は利用いただくことができません。

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるもの
- ・ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるもの
- ・ 公序良俗に反すると認められるもの
- ・ 会員相互の親睦を目的とするもの 他

★ 開始日

令和5年12月1日以降に申請するものから

★ 申請方法

受付期間	利用希望日の2か月前の初日から7日前まで
申請方法	受付期間内に生田出張所 地域振興担当へ直接窓口、FAX 又はメールの申請が必要です。

■ 問い合わせ先

多摩区役所生田出張所 地域振興担当（電話:044(933)7111）

詳細については本市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000139811.html>